

津山工業高等専門学校組換えDNA実験安全管理規程

平成27年1月28日
規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「法」という。）に基づき、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における組換えDNA実験（以下「実験」という。）の計画及び実施に関し必要な事項を定め、もって、実験の安全かつ適切な実施と組換えDNA研究の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「遺伝子組換え生物等」とは、細胞外において核酸を加工する技術の利用により得られた核酸又はその複製物を有する生物をいう。
- 二 「遺伝子組換え実験」とは、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令のうち、細胞外核酸加工技術により得られた核酸又はその複製物を有する遺伝子組換え生物等に係るものをいう。
- 三 「微生物使用実験」とは、遺伝子組換え実験のうち、微生物（きのこ類及び哺乳動物に対する病原性の高いものを除く。）である遺伝子組換え生物等に係るものをいう。但し、20リットルを超える容量を持つ培養設備を用いた大量培養実験は除く。
- 四 「第二種使用等」とは、環境中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止しつつ行う使用等をいう。
- 五 「実験室」とは、遺伝子組換え生物等の拡散を防止する機能を有する実験室をいう。
- 六 「関係法令」とは、次の各号に掲げる、法律、省令及び告示をいう。
 - イ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ロ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）
 - ハ 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）
 - ニ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第3条の規定に基づく基本的事項（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号）
 - ホ 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散

防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件（平成16年文部科学省告示第7号）

（校長の責務）

第3条 校長は、本校における実験の安全確保に関し総括する。

（安全主任者等）

第4条 本校に、校長を補佐するため、遺伝子組換え実験等安全主任者（以下「安全主任者」という。）を1名置くものとする。

2 安全主任者は、法を熟知するとともに、遺伝子組換え生物の環境中への拡散を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者のうちから、校長が指名する教員とする。

3 安全主任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 実験計画ごとに実験を実施する施設・設備が法に定める拡散防止措置に適合することを確認すること。

二 実験が法及びこの規程に従って適正に遂行されていることを確認すること。

三 実験の安全確保のため、実験責任者に対し、指導助言を行うこと。

四 その他実験の安全確保及び拡散防止措置に関し必要な事項を実施すること。

4 校長が必要があると認めるときは、安全主任者の業務を補佐する者を置くことができる。

（安全管理委員会）

第5条 本校に、実験に当たって執るべき拡散防止措置及び実験の安全かつ適切な実施を確保するため、組換えDNA実験安全管理委員会（以下「安全管理委員会」という。）を置く。

2 安全管理委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

一 実験に関する規程等の立案

二 実験計画の法及びこの規程に対する適合性の審査

三 実験に係る教育訓練及び健康管理

四 事故発生の際の必要な処置及び改善策

五 校内の連絡調整

六 その他実験の安全確保及び拡散防止措置に関する重要事項

3 安全管理委員会は、次の各号で掲げる者で組織する。

一 安全主任者

二 組換えDNA研究関係の教員 若干名

三 各専門学科及び一般科目から推薦された組換えDNA研究関係の教員以外の教員 若干名

四 学術・社会連携推進事務室長

五 その他校長が必要と認めた者

4 前項第1号から第3号まで及び第5号の委員は、校長が任命し、その任期は2年と

し、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 安全管理委員会に委員長を置き、校長が指名する者をもって充てる。
- 6 委員長は、安全管理委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 8 委員長が必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(実験責任者)

第6条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに当該実験計画に係る実験従事者のうちから実験責任者を定めなければならない。

- 2 実験責任者は、法及びこの規程を熟知するとともに、遺伝子組換え生物の環境中への拡散を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した者でなければならない。
- 3 実験責任者は、当該実験計画の遂行及び安全確保について責任を負うとともに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 実験計画の立案及び実施に際して法及びこの規程を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。
 - 二 実験従事者に対し、実験開始前に法及びこの規程について教育指導を行うこと。
 - 三 その他実験の安全確保に関し必要な事項を行うこと。

(実験従事者)

第7条 実験従事者は、実験を計画し、実施するに当たっては、安全確保について十分自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、微生物に係る標準的な実験方法並びに実験に特有な操作方法及び関連する実験方法に精通し、習熟していなければならない。

(実験資料の取扱い)

第8条 実験責任者は、実験従事者に対し、実験開始前及び実験中において、常に実験に用いられる核酸供与体、宿主、ベクターに照らし、所要の生物学的封じ込めの条件を満たすものであることを厳重に確認させなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、実験従事者等は、実験資料の取扱いに当たっては、法令及びこの規程等を厳守しなければならない。

(教育訓練)

第9条 安全管理委員会は、実験責任者及び実験従事者に対し、次の各号に掲げる教育訓練を実施する。

- 一 危険度に応じた遺伝子組換え生物の安全取扱い技術
 - 二 拡散防止措置に関する知識及び技術
 - 三 実施しようとする実験の危険度に関する知識
 - 四 事故発生の場合の措置に関する知識
- 2 実験責任者は、前項の教育訓練の計画及び実施に関して安全主任者に協力を求めることができる。

(施設・設備の確認及び保全)

第10条 実験責任者は、実験の危険度に応じ、実験の実施前に、使用する施設・設備が法に定める基準を満たすものであることを確認しなければならない。

2 実験責任者は、前項の施設・設備の保全については、実験開始から完了までの間、法に定める基準を遵守しなければならない。

(実験計画の承認申請等)

第11条 実験責任者は、文部科学大臣の確認及びこれに基づく校長の承認を必要とする実験（以下「大臣確認実験」という。）若しくは校長の承認を必要とする実験（以下「機関実験」という。）を実施しようとするとき又は承認された実験計画を変更しようとするときは、別表に定めるところにより、あらかじめ実験計画を安全主任者を經由して校長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の実験計画の実施期間は5年を限度とする。

3 実験を実施する専門学科等の安全主任者は、実験責任者から新たに実験の申請があった場合は、その施設・設備が法に定める基準を満たしていることの確認を行うものとする。

4 校長は、大臣確認実験の申請があったときは、安全管理委員会に諮問し、その審査を経て、文部科学大臣に確認を求めるとともに、当該確認に基づいて承認の可否を決定するものとする。

5 校長は、機関実験の申請があったときは、安全管理委員会に諮問し、その審査を経て、承認の可否を決定するものとする。

6 校長は、前2項の決定を行ったときは、実験責任者に通知するものとする。

(実験に係る標識)

第12条 実験責任者は、実験を実施する場合は、法に基づき、次の表のとおり実験に係る標識を表示しなければならない。

拡散防止措置区分	掲示しなければならない標識	掲示場所
P2レベル	「P2レベル実験中」と表示した標識	実験室の入口
P3レベル	「P3レベル実験中」と表示した標識	実験室の入口
LSCレベル	「LSCレベル大量培養実験中」と表示した標識	実験区域
LS1レベル	「LS1レベル大量培養実験中」と表示した標識	実験区域
LS2レベル	「LS2レベル大量培養実験中」と表示した標識	実験区域
P1Aレベル	「組換え動物等飼育中」と表示した標識	実験室の入り口

P 2 A レベル	「組換え動物等飼育中（P 2）」と表示した標識	実験室の入り口
P 3 A レベル	「組換え動物等飼育中（P 3）」と表示した標識	実験室の入り口
特定飼育区画	「組換え動物等飼育中」と表示した標識	飼育区画の入り口
P 1 P レベル	「組換え植物等栽培中」と表示した標識	実験室の入り口
P 2 P レベル	「組換え植物等栽培中（P 2）」と表示した標識	実験室の入り口
P 3 P レベル	「組換え植物等栽培中（P 3）」と表示した標識	実験室の入り口
特定網室	「組換え植物等栽培中」と表示した標識	網室の入り口

（実験の安全確認）

第 1 3 条 実験従事者は、実験の安全を確保するため、実験開始前及び実験中において、常時、法に定める拡散防止措置の基準を遵守しなければならない。

2 安全管理委員会は、法に定める拡散防止措置の適切な実施を図るため、必要に応じ、専門学科等に対する立入調査を実施することができる。

3 安全管理委員会は、前項により当該施設・設備の安全を確認したときは、それを証する標識を実験室に貼付し、台帳に登録する。

4 安全管理委員会は、必要に応じ、安全主任者及び実験責任者に対し、実験の安全管理に関する報告を求めることができる。

（実験区域への出入管理）

第 1 4 条 実験従事者以外の者（安全主任者を除く。以下この条において同じ。）が実験区域内に立ち入るときは、実験責任者の許可を受けなければならない。

2 実験責任者は、実験従事者以外の者が実験区域内に立ち入るときは、生物災害の防止に必要な指示を与えなければならない。

（実験の記録）

第 1 5 条 実験責任者は、実験期間中は別紙様式第 2 号の帳簿に実験の記録を行うものとする。

（遺伝子組換え生物等の譲渡に関する手続）

第 1 6 条 遺伝子組換え生物等を譲渡しようとする者は、法の定めるところに従うとともに、譲渡先において明確な使用計画があること及び適切な管理体制が整備されていることを事前に確認した上で譲渡することとし、譲渡に際しては、別表に定めるところにより、あらかじめ、別紙様式第 3 号により譲渡先の大学等へ情報提供するとともに

に、別紙様式第4号により校長に届け出るものとする。

- 2 遺伝子組換え生物等の譲渡を受ける実験責任者は、法の定めるところに従うとともに、前条の規定に基づき、それらを用いる実験計画について、あらかじめ必要な手続を経て、譲渡を受けるとともに、別表に定めるところにより別紙様式第4号により校長に届け出るものとする。
- 3 実験責任者は、譲渡等に際して提供した又は提供を受けた情報等を記録し、譲渡等後5年間保存しなければならない。

(遺伝子組換え生物等の取扱い、保管及び運搬)

第17条 遺伝子組換え生物等は、法に定める実験の拡散防止措置の基準により、取り扱わなければならない。

- 2 遺伝子組換え生物等を保管及び運搬する時は、法の定めるところによる拡散防止措置を講じなければならない。
- 3 実験責任者は、前項に規定する遺伝子組換え生物等の保管及び運搬に当たっては、別紙様式第5号及び第6号の帳簿に必要な事項を記録し、実験終了後5年間保存しなければならない。ただし、拡散防止措置の区分が、P2(A・P)レベル以下、LS1レベル以下、特定飼育区画又は特定網室の拡散防止措置を必要とする遺伝子組換え生物等の記録は、第17条に定める実験記録をもって代えることができる。

(改善の勧告又は承認の取消し)

第18条 校長は、承認又は届出を受理した実験の安全性及び拡散防止措置の適合性について疑いを生じた場合は、委員会の審議を経て、実験方法の改善の勧告又は承認の取消しの決定を行うことができる。

- 2 前項の取消しを行おうとする場合、文部科学大臣の確認を得ている実験については、実験の一時停止を命ずるとともに、あらかじめ文部科学大臣の同意を受けるものとする。

(健康管理)

第19条 校長は、実験従事者の健康管理につき、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 実験従事者に対し、実験開始前及び開始後1年を超えない期間ごとに、健康診断を行うこと。ただし、本健康診断は本校における一般定期健康診断をもって代えることができる。
 - 二 実験従事者が病原体によって汚染の恐れが著しい実験を行う場合は、実験開始前に感染の予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じて抗生物質、ワクチン、血清等を準備するものとする。この場合において、実験開始後6月を超えない期間ごとに、特定業務健康診断を行うこと。
 - 三 実験室内、実験区域内、飼育区画内又は網室内における感染の恐れがある場合は、直ちに健康診断を行い、適切な措置を講ずること。
- 2 実験責任者は、実験従事者が次の各号に該当するとき又は次項に規定する報告を受けたときは、直ちに事実の調査をし、必要な措置を講ずるとともに、これを校長及び

安全主任者に報告しなければならない。

- 一 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込んだとき又は吸い込んだとき。
 - 二 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され、除去できないとき又は感染を起こす恐れのあるとき。
 - 三 遺伝子組換え生物等により実験室、実験区域、飼育区画又は網室が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。
- 3 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意することとし、健康に変調を来した場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、その旨を実験責任者に報告しなければならない。また、他の実験従事者が当該事実を知った場合も同様とする。
- 4 第1項第2号に規定する特定業務健康診断の検査項目は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の定めるところによる。

（事故等発生時の措置）

第20条 実験責任者は、次の各号に掲げる事故等が発生したときは、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、校長及び安全主任者に報告しなければならない。

- 一 地震、火災その他の災害により、遺伝子組換え生物等によって実験施設が著しく汚染されたとき、又は組換え体が実験施設外に漏出し、若しくは漏出するおそれのあるとき。
 - 二 組換え体によって人体が汚染され、又は汚染されるおそれのあるとき
- 2 安全主任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、事故等の状況、経過等について調査を行い、校長及び安全管理委員会委員長に報告しなければならない。
- 3 校長は、前項の報告を受けたときは、安全管理委員会と連携して、必要な処置、改善策等について、安全主任者に対し指示するとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を文部科学大臣に届け出なければならない。

（措置命令）

第21条 法令及びこの規程等に違反しているものを発見した者は、速やかにその旨を安全主任者に連絡するものとし、安全主任者は校長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出を受けた校長は、安全管理委員会の審議を経て、違反している者に対し勧告を行わなければならない。校長は、勧告に従わない者に対し実験の中止及び試料の廃棄を命令することができる。

（事務）

第22条 安全管理委員会に関する事務は、学術・社会連携推進事務室において処理する。

（雑則）

第23条 この規程に定めるもののほか、実験の安全確保に関し、必要な事項は、安全管理委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第11条及び第16条関係）

申請及び届出の手續

事 項	提出書類及び部数	提出期限
(1) 遺伝子組換え実験 (イ) 微生物使用実験 (ロ) 大量培養実験 (ハ) 動物使用実験 (ニ) 植物使用実験	①組換えDNA実験計画書 別紙様式第1号) ②その他必要に応じ実験計 画の内容を説明する資料 ①から②までのうち必要な 書類を選択し提出のこと [提出部数] 各1部	ア. 大臣確認実験 実験開始予定日 の3か月前まで イ. 機関実験 実験開始予定日 の1か月前まで
(2) 細胞融合実験		
(3) 遺伝子組換え生物等の譲渡	遺伝子組換え生物等の譲渡 に係る情報提供書（別紙様 式第3号）	譲渡前（譲渡先研究 機関，大学等へ）
	遺伝子組換え生物等の譲渡 等届出書（別紙様式第4号 [提出部数] 1部	譲渡後
(4) 遺伝子組換え生物等の譲受	遺伝子組換え生物等の譲渡 等届出書（別紙様式第4号 [提出部数] 1部	譲受後

別紙様式第1号（第11条関係）

組換えDNA実験計画書

津山工業高等専門学校長 殿

年 月 日

第二種使用等の名称				
第二種使用等の実施予定期間		年 月 から 年 月 まで		
第二種使用等をする場所	名称			
	所在地			
実験責任者	所属部局及び職			
	氏名			
	連絡先等		Tel:	E-mail:
実験従事者				
氏名	所属部局・職	宿主及びその取扱い 経験年数	組換えDNA実験 経験年数	教育訓練の受講状況 及び受講年月
	学科等: 職:	微生物: 年 動物: 年 植物: 年	年	<input type="checkbox"/> 受講 (年 月)
第二種使用等の目的及び概要	種類	<input type="checkbox"/> 1. 微生物使用実験 <input type="checkbox"/> 2. 大量培養実験 <input type="checkbox"/> 3. 動物使用実験 <input type="checkbox"/> 4. 植物使用実験 <input type="checkbox"/> (1) 動物作成実験 <input type="checkbox"/> (2) 動物接種実験 <input type="checkbox"/> (3) きのこ作成実験 <input type="checkbox"/> 5. 細胞融合実験		
	目的			
	概要			
確認を申請する使用等		機関実験／大臣確認実験		
拡散防止措置	区分	<input type="checkbox"/> 1. P1 <input type="checkbox"/> 2. P2 <input type="checkbox"/> 3. P3 <input type="checkbox"/> 4. LSC <input type="checkbox"/> 5. LS1 <input type="checkbox"/> 6. LS2 <input type="checkbox"/> 7. P1A <input type="checkbox"/> 8. P2A <input type="checkbox"/> 9. P3A <input type="checkbox"/> 10. 特定飼育区画 <input type="checkbox"/> 11. P1P <input type="checkbox"/> 12. P2P <input type="checkbox"/> 13. P3P <input type="checkbox"/> 14. 特定網室		
	選択理由:			
施設等の概要	施設等の概要			
	遺伝子組換え生物等を活化するための措置			

その他参考となる事項:	
遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表	
核酸供与体	
特性	
供与核酸	
特性	
ベクター等	
特性	
宿主等	
特性	
遺伝子組換え生物等の特性 (宿主等との相違を含む。)	
遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等	
特性	
拡散防止措置の区分	
備考	

[記載要領]

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

- 「第二種使用等の名称」については、当該第二種使用等の目的及び概要を簡潔に表す名称を記載すること。
- 「第二種使用等の実施予定期間」については、予定している実験実施期間（5年を限度とする）を記入すること。
- 「第二種使用等をする場所」については、当該第二種使用等に用いる全ての実験室を拡散防止措置の区分と併せて記載すること。
- 「実験責任者」については、当該第二種使用等の実施場所において当該第二種使用等を直接管理し、計画の遂行及び安全確保について責任を負う者を記載すること。
- 「宿主及びその取扱い経験年数」については、使用する生物種の取扱い及び経験年数を宿主毎に記入すること。
- 「組換えDNA実験経験年数」については、組換えDNA実験の経験年数を記入すること。
- 「種類」については、該当するすべての項目を選ぶこと。
- 「概要」については、遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の区分について、当該第二種使用等の過程がわかるように記載すること。

また、「遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表」にも実験の一連の流れが分かるように記載すること。

- 「確認を申請する使用等」については、機関実験又は大臣確認実験のいずれかを選択すること。

- 10 「拡散防止措置」の「区分及び選択理由」については、原則として、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学・環境省令第1号）別表第二，別表第三，別表第四又は別表第五の上欄に掲げる拡散防止措置の区分のうち、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分をすべて記載し、選択した理由をそれぞれ具体的に記載すること。
- 11 「拡散防止措置」の「施設等の概要」については、主要な施設，設備及び機器の位置及び名称を記載した図面を添付することに加え、選択した拡散防止措置に関し、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 培養設備等の総容量（大量培養実験の場合に限る。）
 - (2) 施設等の確認状況
 - (3) 実験室において当該第二種使用等に関係しない動物が飼育され，又は植物が栽培されている場合には，当該動物の飼育又は植物の栽培の状況
 - (4) 第二種使用等しようとする場所の周辺における組換え植物等と交雑する植物の存在の有無及び当該交雑を防止する措置
- 12 「拡散防止措置」の「遺伝子組換え生物等を不活化するための措置」については、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置に関し、遺伝子組換え生物等を含む廃棄物並びに遺伝子組換え生物等が付着した機器及び器具について不活化するための措置並びにその有効性を記載すること。
- 13 「その他参考となる事項」については、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 動物を飼育する施設等の管理者による確認状況（動物使用実験の場合に限る。）
 - (2) 事故時等緊急時における対処方法（大量培養実験の場合に限る。）
- 14 「核酸供与体の特性」については、遺伝子組換え生物等の核酸供与体に関し、次に掲げる項目について記載すること。ただし、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子及び発現調節遺伝子（目的遺伝子に係るものを除く。）である供与核酸が由来する核酸供与体及び第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 病原性，有害物質の産生性その他の特性
- 15 「供与核酸の特性」については、遺伝子組換え生物等の供与核酸に関し、次に掲げる項目について記載すること。ただし、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子及び発現調節遺伝子（目的遺伝子に係るものを除く。）である供与核酸が由来する供与核酸及び第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 種類（ゲノム核酸，相補デオキシリボ核酸，合成核酸等）及び一般的名称
 - (2) 構成要素（目的遺伝子，発現調節遺伝子等）の機能，大きさ及び構成
 - (3) 塩基配列情報又は日本DNAデータバンク等の塩基配列データベースのアクセッションナンバー（供与核酸が同定済核酸である場合に限る。）
- 16 「ベクターの特性」については、遺伝子組換え生物等のベクターに関し、次に掲げる項目について記載すること。ただし、第22項に該当する場合は省略することができる。
- (1) 名称，由来する生物の分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 構成
 - (3) 伝達性および宿主特異性
- 17 「宿主等の特性」については、遺伝子組換え生物等の宿主に関し、次に掲げる項目について記載する

こと。ただし、第22項に該当する場合は省略することができる。

- (1) 分類学上の位置及び実験分類
- (2) 自然環境における分布状況及び生息又は生育が可能な環境
- (3) 繁殖又は増殖の様式
- (4) 病原性、有害物質の産生性その他の特性
- (5) 栄養要求性、薬剤耐性及び至適生育条件（微生物である遺伝子組換え生物等の使用等をする場合に限る。）
- (6) 伝達性および宿主特異性（宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る）。

18 「遺伝子組換え生物等の特性（宿主等との相違を含む。）」については、遺伝子組換え実験の場合においては、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等に新たに付与されることが予想される又は付与された特性を記載すること。ただし、第22項に該当する場合は省略することができる。

19 「遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等の特性」については、次に掲げる項目のうち関係する項目を記載することに加え、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等に新たに付与されることが予想される又は付与された形質について記載すること。ただし、第22項に該当する場合は省略することができる。

- (1) 分類学上の位置及び実験分類
- (2) 自然環境における分布状況及び生息又は生育が可能な環境
- (3) 繁殖又は増殖の様式
- (4) 病原性、有害物質の産生性その他の特性

20 「遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表」の「拡散防止措置の区分」の欄には、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学・環境省令第1号）別表第二、別表第三、別表第四又は別表第五の上欄に掲げる拡散防止措置の区分を参考に、実験を実施する間に執る拡散防止措置の区分を記載する。

21 「遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表」の「備考」の欄には、以下の事項を記載すること。

- (1) 遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の組合せのうち大臣確認実験に該当する場合には、その旨
- (2) 認定宿主－ベクター系を用いる場合には、そのレベル
- (3) 各段階における主な目的等

22 特性の記載を省略することができる宿主－ベクター系及び供与核酸は次のとおりとする。

1 宿主－ベクター系

B1, B2レベルの認定宿主－ベクター系

2 供与核酸

一 以下の蛋白質をコードする遺伝子

amylase

cellulase

galactosidase

glucosidase

green fluorescent protein

luciferase

phosphatase

二 以下の抗生物質の耐性をコードする遺伝子

ampicillin

chloramphenicol

kanamycin

tetracycline

23 特定飼育区画又は特定網室を使用する場合及び細胞融合実験を実施する場合は、部局の安全主任者に相談の上、申請すること。

別紙様式第2号（第15条関係）

実 験 記 録 簿

第二種使用等の名称	
実験責任者	
拡散防止措置	

実験の実施年月日	平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）
実験従事者	
実験の実施内容	
実験の結果	
遺伝子組換え生物等の 廃棄の方法	
備 考	

注1 第17条第3項のただし書に該当する場合は、遺伝子組換え生物等の保管又は運搬に関して必要な事項を備考欄に記入すること。

注2 同一の内容を含む実験記録等をもって本様式の実験記録簿に代えることができる。

別紙様式第3号（第16条関係）

遺伝子組換え生物等の譲渡に係る情報提供書

年 月 日

殿

津山工業高等専門学校

所属・職

実験責任者氏名印

連絡先住所〒

TEL :

FAX :

E-mail :

譲渡対象の遺伝子組換え生物等は、第二種使用を行っておりますので、下記のとおり情報を提供します。

記

遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する情報提供	
譲 渡 予 定 日	年 月 日
遺伝子組換え生物の種類と名称	
大臣確認手続き	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
宿主の名称-ベクター系（遺伝子組換え生物等を接種した動植物についてはその旨も記載）	
供 与 核 酸	
拡散防止措置の区分	
その他（特記事項）	

（注1） E-mail による情報提供を行う場合、押印は不要。

（注2） 譲渡先大学等において当該遺伝子組換え生物等に係る遺伝子組換え実験の手続きが完了していることを事前に確認すること。

（注3） 情報提供後は、別紙様式第4号によりその旨を校長に届け出ること。

別紙様式第4号（第16条関係）

遺伝子組換え生物等の譲渡等届出書

年 月 日

津山工業高等専門学校長 殿

実験責任者

所属・職

氏名

印

TEL :

FAX :

E-mail :

下記のとおり、遺伝子組換え生物等
を譲渡しましたので
の譲渡を受けましたので
届け出ます。

相手方の所属・ 職・氏名	
住 所	〒
T E L	
F A X	
E-mail	
情報提供の方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 包装への表示 <input type="checkbox"/> 容器への表示 <input type="checkbox"/> F A X <input type="checkbox"/> 電子メール
譲渡先に係る 確認事項	<input type="checkbox"/> 譲渡先において明確な使用計画があること及び適切な管理体制が 整備されていることを確認しました。
遺伝子組換え生物 の名称および特性	
核酸供与体	
供与核酸	
宿 主	
拡散防止措置の区分	
本遺伝子組換え生物 に係る実験計画の承 認番号および第二種 使用等の名称	
運搬方法・運搬容器	
そ の 他	

別紙様式第5号（第17条関係）

遺 伝 子 組 換 え 生 物 等 保 管 管 理 簿

第二種使用等の名称	
実 験 責 任 者	
拡 散 防 止 措 置	

保管に係る遺伝子 組換え生物等		異動事項(年月日)	保 管 場 所	保管に従事 した者	備 考
種 類	数 量				

(注) 遺伝子組換え生物等を廃棄した場合は、備考欄に廃棄方法及び廃棄場所を記入すること。

